

川崎市外国人市民代表者会議



KAWASAKI CITY
川崎市

ニュースレター No. 44

編集・発行：市民・こども局人権・男女共同参画室 2012年3月31日発行

<http://www.city.kawasaki.jp/25/25zinken/home/gaikoku/index.htm>

4つの提言を市長へ 第8期代表者の任期終わる



2012年2月19日(日)、第8期代表者会議の最後の会議がおわりました。2年間にわたる調査・審議の結果、市長に4つの提言を出すことになりました。今期は社会生活部会と教育文化部会の両方で、数多くのテーマを審議しました。提言にはならなかったテーマについても、様々な課題やアイデアが出され、人々に外国人市民の意見が伝わる機会となりました。こうした意見が今後様々な場で活かされることを期待します。

最後の会議では、それぞれの代表者から、2年間の代表者としての活動を振り返った感想や、次期の代表者へのメッセージなどを聞きました。2年間の任期を終えて、「自分の考えていたことを、提言という形で出すことができてよかった」、「会議を通して色々な人と交流できるようになった」という感想がありました。「最初は自分の言いたいことがうまく言えなかったが、発言するように努力し、とても勉強になった」という意見もありました。また、来期に向けては事前研修の充実や、日本に来たばかりの外国人の意見を取り入れたほうがよいという提案や、調査審議以外の活動で、会議のメンバーがもっと協力しあうことが大切だ、という課題も挙げられました。

また、昨年3月の東日本大震災の経験について、「母国から流れてくる情報と、日本国内の情報が全然違ってた。正確でタイムリーな情報伝達が重要だと痛感した」、「教会を通じて情報を流したらとても喜ばれた」、といった情報についての感想や、「普段からもっと防災について学んだほうがよい」、「外国人も防災訓練に参加したほうがよい」といった今後の対策についての感想がありました。また、「日本人が冷静で、混乱がなく、すごいと思った」という感想もありました。

第8期代表者24人はこれから、2年間の代表者としての活動を通じて得られた様々な経験を、それぞれの地域社会で活かしていきたいと思っています。

最後に、代表者会議をサポートしてくださった皆さん、ありがとうございました！

◇第8期代表者会議の4つの提言は2ページを御覧ください。

第8期 外国人市民代表者会議 提言

1 外国人市民に関する調査を、5年に1度実施する。

- 外国人市民が困っていることや生活に必要な情報が届いているか等の外国人市民の実態を把握するために、5年に1度調査を行う。
- 調査結果は、市民に公表するとともに、外国人市民代表者会議に報告する。また、市の施策で活用するものとする。



2 誰にでも入りやすい年金制度を国に働きかける。

- 社会保障協定の締結国を増やし、できるだけ早く締結するよう国に働きかける。
- 年金の脱退一時金の制度の改善を国に働きかける。

(2003年度提言の再提言)

- 年金制度に関する分かりやすい資料の作成を国に働きかける。



3 多文化理解教育を受ける機会を拡充し、内容の充実を図る。

(2009年度提言の補足意見)

- 小・中学校において、全ての児童生徒に対し、少なくとも1年に1回以上多文化理解教育を行えるよう推進する。
- 多文化理解教育において、より多様な国や文化を取り入れることを推進する。



4 学校におけるいじめ問題解決のための取組を推進し、保護者へのサポートを充実させる。

- 対応事例を含めたいじめ問題に関する総合的な手引きを作成し、教育関係者等に配付して、いじめの未然防止や早期解決ができるようにする。
- 保護者・児童生徒が学校でのいじめや悩みを母語で相談できる環境を整備し、多言語相談の広報に努める。



* 提言の理由や背景は、「外国人市民代表者会議年次報告書〈2011年度〉」をご覧ください。
年次報告書は外国人市民代表者会議の会場で配布しているほか、区役所、市民館、図書館などでも読むことができます。

だいひょうしゃかいぎ ふ かえ
代表者会議を振り返って

第8期の代表者会議が終わり、任期を終えた代表者のそれぞれの声をご紹介します。

皆さんと一緒に元
な一年になりました。提言
を出すために一生けんめ
いにがんばりました。
ウーゴ

Sogoi yukatta
desu 中村: ユーゴ

メンバーに+なれて
よかった。あ。
やりがいがありました。
高木 喬 叶

名前の代表者 叶川合い
いこう意見を議論に
及に佐々木川崎を努力
にいます。王平

IT WAS A PLEASURE
PARTICIPATING TO A
BETTER SOCIETY VISION
ルレン. オリヴィ

皆さんという話さない。
提言を出すのはよい経験
だと思えます。許可 成

第7期と第8期に参加さ
せて頂いて、とても良い
経験ができました。
鈴木新琴

Seitai toshite iroiro
minna de dekiru omoi
mashita. queredomo ata
rashi. Tegen dewa nai to
omaji. Koto o naki shima
dewa mai ka?
Subete jibun no keiken
mo matte totemo yokatta
to omoimasu. angatou
Oide Oretta.

我々の任期中に起きた「東日本
大震災」について色々と考えさ
せられました。やり残した事と
して「震災における外国人市民
への情報提供と対応」を是非次
の代表者に引き継いでもらいた
い。 オパンゴ デケ

行政便利の人間として
勉強させていただき
あけがとうございました。
朴昌浩

2年間 ありがとうござい
ました。とても良い勉強に
なりました。川崎市がもっと
グローバル化になりきよう
願っています。
MUITO OBRIGADA!
中森 シュリウ みどり

第8期月 外国人市民 代表者
としての活躍が川崎市民
に役に立つことを其月待
しています。オア: 筆 アンナ

かわさきしはこくさいでさ
いかりのせうにたち
つづきでさるよう、みんな
さうりよくしましょう!
コロンツィ カウレ

おかげさまで。お金で
かえれない。いいおもい
で。か。たくさんで。ぎ
ました。おかげさまで。ジーンキ

I FEEL WE SHOULD ALL
TRY TO VOLUNTEER
SOME OF OUR TIME
AND SKILLS FOR THE
BENEFIT OF OUR LOCAL
COMMUNITY. ダンカノ

天生我才必有用(天意で生
まれた我が才はこの世に
必ず使われる)。又、今の
唐・李白の詩も読んだら、
自信満々になる。
歐 光輝(オウキョウ)

外国人代表者会議は
とてもいい意見交換の
場所です。もっと多くの川崎
市民に知って頂きたい。
オカンボス エルナン

価値ある選抜は、未来進行
形で考え、大事なのは先を
見据えることです。宇 菜一

川崎市を沢山の
立場から見えて貴重
な経験でした。
貢献したように
チャート デビト

すばらしい仲間たちに感謝!
子どもたちの未来に幸あれ!!
金 祥和



知っていますか？ あたな ざいりゅうかん りせいど 新しい在留管理制度

よく知らない
けどどうしよう



外国人に関する大切なお知
らせだよ！外国語の説明があ
るから調べてみて！



2012年7月9日から新しい在留管理制度がスタートします。外国人の人はいろいろな手続きが変わります。
インターネットで外国語の説明もダウンロードすることができます。

ポイント 1 「在留カード」ができます。

在留カードは在留資格を持っていて、長い期間日本にいる外国人に出されます。

ポイント 2 在留期間が長い人は5年になります。

「3年」の在留期間の外国人は、「5年」になります。

例えば、日本人と結婚している「日本人の配偶者等」の在留資格の人の在留期間は「1年」か「3年」でしたが、新しい在留管理制度では、この在留期間は「1年」か「3年」か「5年」になります。

ポイント 3 「みなし再入国許可制度」ができます。

有効なパスポートを持っている外国人が、日本から出国して1年以内に日本に戻る場合、これまでは再入国許可を受けていましたが、新しい「在留カード」になると、再入国許可はいりません（許可が必要なときもあります）。これを「みなし再入国許可制度」といいます。※みなし再入国許可で出国した人は1年以内に日本へ戻らないと、在留資格がなくなります。在留期間が、1年より少ないときは、在留期間内に日本へ戻ってください。※再入国許可を受けて出国する場合は、再入国許可の期限が「3年」から「5年」になります。

ポイント 4 外国人登録制度がなくなります。

新しい制度になると、外国人登録制度はなくなります。いろいろな届け出の方法が変わります。

- 引越をした時⇒市役所・区役所へ届けます。これまでは、新しく住む地域の市役所・区役所の外国人登録窓口で手続きをするだけでしたが、新しい制度では、これまで住んでいた市の市役所・区役所で転出届をして、そのあと新しく住む地域の市役所・区役所で転入届をします。
- 名前、生年月日、性別、国籍・地域が変わった時⇒近くの地方入国管理局へ届けます。
- 外国人登録証明書はどうなるの？⇒在留資格があり、長く日本に住む外国人の「外国人登録証明書」は、しばらくの間、「在留カード」と同じになります。「在留カード」をもらうまでは、「外国人登録証明書」はきちんと持っていてください。



外国語の説明は川崎市のホームページからダウンロードすることができます。

言語：日本語、中国語、英語、韓国・朝鮮語、ホルトガル語、スペイン語、タガログ語

- <http://www.city.kawasaki.jp/25/25zinken/home/gaikoku/info.htm>（「その他の多言語情報」のカテゴリーにあります。）
- http://www.city.kawasaki.jp/index_e.htm

★お問合わせ 外国人在留総合インフォメーションセンター（月～金 8:30～17:15）
（対応言語：日本語、中国語、韓国・朝鮮語、英語、スペイン語、ホルトガル語）
TEL 0570-013904（IP電話、PHS、海外からは03-5796-7112）
法務省入国管理局http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/

<お問合せ> 川崎市市民・子ども局人権・男女共同参画室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
Tel: 044-200-2359 Fax: 044-200-3914 E-mail: 25gaikok@city.kawasaki.jp
代表者会議やニュースレターへのみなさまのご意見・ご感想をお待ちしています。